

令和 8 年度 国民健康保険制度について

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

令和 8 年度の保険税率が変わります

令和 8 年度の医療分・後期分・介護分の保険税率が変更されます。

また、令和 8 年度から、社会全体で子どもや子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」が開始され、保険税に子ども・子育て支援分が追加されます。詳細は子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



ホームページ

	令和 7 年度		
	医療分	後期分	介護分
所得割	8.41%	2.61%	2.02%
均等割	2万7,900円	9,100円	9,200円
平等割	2万7,700円	9,100円	7,200円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円



	令和 8 年度			
	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	8.56%	2.44%	1.99%	0.29%
均等割	2万8,900円	9,000円	9,100円	1,000円
18歳以上均等割	—	—	—	100円
平等割	2万8,400円	8,800円	7,100円	1,000円
賦課限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※子ども分の均等割については、18歳未満の方は全額軽減されます。

保険税の軽減判定の基準が見直されました

世帯の所得に応じた「均等割」「平等割」の軽減のうち、5割軽減と2割軽減の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和 7 年度	
	基準となる所得金額	
5割軽減	43万円 + (30万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	
2割軽減	43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	



軽減割合	令和 8 年度	
	基準となる所得金額	
5割軽減	43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	
2割軽減	43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金等の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

1 年間の保険税額の目安

所得金額	世帯人数	40 ~ 64 歳の人数	保険税額 (年額)		保険税の軽減措置
			令和 7 年度	令和 8 年度	
500 万円	4 人	2 人	80 万 6,200 円	82 万 6,200 円	—
250 万円	4 人	2 人	43 万 8,100 円	45 万 300 円	2 割軽減
150 万円	4 人	2 人	24 万 4,600 円	25 万 1,700 円	5 割軽減
150 万円	2 人	0 人	20 万 6,400 円	21 万 3,600 円	2 割軽減
50 万円	2 人	0 人	6 万 3,000 円	6 万 5,900 円	5 割軽減
なし	1 人	0 人	2 万 2,000 円	2 万 3,000 円	7 割軽減

※一定以上の所得のある者が世帯内に1名かつ世帯に18歳未満の者を含まない場合の試算

令和 8 年度の国民健康保険税額は、世帯主宛てに 7 月にお知らせします。

令和 8 年度 後期高齢者医療制度について

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

令和 8 年度の保険料率が変わります

令和 8 年度の保険料率について、北海道後期高齢者医療広域連合において見直しがされています。
また、令和 8 年度から、社会全体で子どもや子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」が開始され、保険料に子ども・子育て支援分が追加されます。詳細はこども家庭庁ホームページをご覧ください。



ホームページ

	令和 6・7 年度
	医療分
所得割	11.79%
均等割	5万2,953円
賦課限度額	80万円



	令和 8 年度	
	医療分	子ども分
所得割	11.61%	0.28%
均等割	5万9,963円	1,364円
賦課限度額	85万円	2万1,000円

保険料の軽減判定の基準が見直されました

世帯の所得に応じた均等割の軽減のうち、5割軽減と2割軽減の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和 7 年度
	基準となる所得金額
5割軽減	43万円 + (30万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下



軽減割合	令和 8 年度
	基準となる所得金額
5割軽減	43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金等の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

1 年間の保険料額の目安

① 単身世帯の場合

年金収入	令和 7 年度	令和 8 年度	均等割軽減
240万円	15万5,500円	16万4,700円	—
225万円	13万7,800円	13万4,600円	2割軽減
199万円	9万6,500円	8万5,300円	5割軽減
153万円以下	1万5,800円	1万7,100円	7割軽減※

② 夫婦 2 人世帯 (共に被保険者) で、配偶者の年金収入が 110 万円以下の場合

本人の年金収入	区分	令和 7 年度	令和 8 年度	均等割軽減
300万円	本人	22万6,200円	23万6,100円	—
	配偶者	5万2,900円	6万1,300円	
282万円	本人	20万5,000円	20万2,400円	2割軽減
	配偶者	5万2,900円	4万9,000円	
230万円	本人	13万3,100円	12万2,200円	5割軽減
	配偶者	4万2,300円	3万600円	
153万円以下	本人	1万5,800円	1万7,100円	7割軽減※
	配偶者	1万5,800円	1万7,100円	

※医療分均等割軽減は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条に基づく7割軽減に加え、更に0.2割の減額を行っています。

令和 8 年度の後期高齢者医療保険料額は、個人宛てに 7 月にお知らせします。